

改憲手続法の施行に反対し、廃止を求める声明

- 1 2007年5月18日に公布された改憲手続法（日本国憲法の改正に関する法律）の施行が2010年5月18日に迫っている。

改憲手続法は、「憲法を頂点とした戦後レジームからの脱却」を目指すとし、任期中の明文改憲を唱えた安倍晋三首相（当時）が、国民的な批判・反対の声を無視し強行採決により成立させたものである。明文改憲策動の中から生まれた改憲手続法は、「公正中立な手続法」ではなく、「9条改憲のための手続法」たる本質をもっている。

強行採決からわずか2ヶ月後である2007年7月29日の参議院選挙における自民党惨敗は、このような「戦後レジームからの脱却」路線への断罪であった。2009年8月30日の衆議院選挙で自民党は「憲法審査会の早期始動、自主憲法制定の早期実現」を公約としたが、国民はこれを選択しなかった。改憲路線は2度にわたって国民の断罪を受けたのである。

国民の意思に反して強行採決され、2度にわたって国民から拒絶された改憲手続法が施行されることなど許されない。

- 2 加えて、改憲手続法には、①最低投票率の定めがない、②公務員・教育者に対する運動規制が盛り込まれている、③有料意見広告が野放しにされている、④議席数に応じて構成される広報協議会による改憲案のPRが無制限に認められるなど、重大な問題点が含まれている。これらの問題点は、改憲手続法が、憲法の改正権者が主権者たる国民であることを看過し、国民主権と民主主義の原則に反するものであることを示している。参議院の憲法調査特別委員会で附則と18項目もの附帯決議でこの法律の問題点を今後検討することが確認されたこと自体、改憲手続法が「未完成の欠陥法」であることの証左である。かかる欠陥法である改憲手続法は廃止されなければならない。

しかも、国会はこれらの附則及び附帯決議によって、法整備や再検討を自らに対し義務づけたにも関わらずこれを怠り、欠陥法を治癒する機会を自ら放棄した。この間、民主党が一貫して掲げ続けた「18歳投票制」や「国政問題国民投票制度」など、国民主権や我が国の民主主義のあり方に関わる重要な問題についての国民的な議論も全く進んでいない。

にもかかわらず、政府は突如、「日本国憲法の改正手続に関する法律施行令案」等を作成し、本年4月25日まで国民からパブリックコメントを募集する等、改憲手続法の根本的問題点を放置したまま施行へ向けた形式的な準備に動き出している。かかる動きは、改憲路線を断罪した国民の声に背を向けるものであると同時に、民主党自身が掲げ、国会も法整備ないし検討するとして欠陥法の治癒の放棄という国民に対する二重の背信行為である。

- 3 改憲手続法は、国会自らが定立した義務に違反する欠陥法であり、直ちにこれを廃止することこそ、国会の責任である。

自由法曹団は、憲法改悪のために成立した改憲手続法の廃止を求めるとともに、改憲を阻止するために全力を挙げてたたかうものである。

2010年4月21日

自由法曹団
団長 菊池 紘